

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年5月30日

京 都 市 監 査 委 員 高 橋 泰 一 朗

同 井 上 教 子

京都市監査委員職務執行者 江 草 哲 史

京 都 市 監 査 委 員 出 口 康 雄

京都市監査委員規程第2号

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局規程の一部を次のように改正する。

第6条第一課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 住民監査請求に基づく監査に関すること。

第6条第二課の項第1号中「及び決算審査」を「、決算審査及び基金の運用状況審査」に、「総合企画局、総務局、文化市民局」を「理財局、環境局」に、「保健福祉局」を「都市計画局、建設局、会計室」に、「、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局」を「及び固定資産評価審査委員会事務室」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること。

第6条第三課の項第1号中「理財局、環境局、都市計画局、建設局、会計室」を「総合企画局、総務局、文化市民局、保健福祉局」に、「及び固定資産評価審査委員会事務室」を「、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

(監査事務局第一課)